

20230911
図書館基礎講座 in 九州
「図書館の基礎」

下川和彦

0. まずはじめに

「メディア接触時間の変化」（資料1）
(毎日新聞社読書世論調査1999-2020参照)
→何が見えるでしょう。

1. 今日お伝えしたいこと

- 1-1. 対象は、「公立」図書館
- 1-2. 公立図書館が
 - ①無料であること
 - ②地域社会の機関であること
 - ③知る自由を保障する役割を持つこと

2. 図書館の歴史

→図書館の歴史を大きくとらえると…

2-1. 文字の発明→記録を収集、整理、保存する場所 =
図書館「人間の知あるいは記憶を外部化する装置」

2-2. 紙の発明、15世紀の活版印刷技術→知の媒体（メディア）としての書物の大量生産→知識・情報の流通
が進み大きな社会変化

2-3. 図書館は、権力者あるいは一部の人の独占物から、
多くの人々にとって知を蓄積、伝承する機関へ

3. public libraryの誕生

3-1. 「公共」と「公立」

3-2. public library の三原則

①公開 = open

②無料 = free

③公的資金 = public fund

3-3. 最初の公立図書館

4. Boston Public Libraryの法制度

1848 「ボストン市に公立図書館設立権限を付与する法律」成立

1851 「マサチューセッツ州公立図書館法」成立

1852 「ボストン公立図書館理事会報告」

1854 BPL 開館

→1852年の理事会報告で公立図書館三原則提示

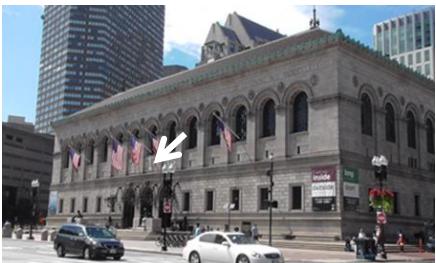
5. なぜ無料なのか

5-1. 近代公教育制度の成立

1837 マサチューセッツ州無償教育制度成立
1852 同州義務教育法成立
→「民主主義の理念からいっても教育は公の責任」ホーリス・マン (1796-1859)

5-2. 学校が教育を始め、図書館が完成させる

6. BPL写真①



7. BPL写真②



8. 地域社会の機関として

8-1. 図書館は自治体の任意設置

→中央政府ではなく自治体の任意設置。法的根拠を持つ税金で運営。地域社会の構成要素としての図書館

8-2. 中央政府の役割

→地域で受けるサービスの格差をなくす

9. FREE もう一つの意味

They should be free

not only financially but intellectually

“THE CHANCE TO READ” by L.R.McColvin 1956

→1948年「世界人権宣言」

1949年 UNESCO 「公共図書館宣言」

10. 図書館の自由(アメリカ)

1939年 Library Bill of Rights(図書館権利宣言) ALA採択

→民主的な生き方を教育する機関

1980年 改訂「情報と思想の広場」

→「価値自由」知の社会保障機関としての図書館

1 1. 図書館の自由（日本）

→「図書館の自由に関する宣言」を支えるもの

11-1. 日本国憲法

11-2. 基本的人権の尊重

→図書館サービスは、基本的人権としての「知る自由」を保障する考え方を基本に組み立てられている。

1 2. public library の成立（日本）

→図書館法（1950年）以前と以後

| | 以前 | 以後 |
|------|---------------------|-------------------------|
| 法制度 | 図書館令（1899年、改正1933年） | 図書館法（1950年） |
| 無料原則 | 閲覧料ヲ徵収スルコトヲ得（令第7条） | いかなる対価をも徵収してはならない（第17条） |
| 地域機関 | 中央図書館制度（改正令第10条） | 条例設置（第10条） |
| 知る自由 | 法律ノ範囲内ニ於テ（帝国憲法第29条） | 基本的人権 / 表現の自由（憲法第21条） |

1 3. 図書館法①

13-1. 奉仕（第3条）→図書館は、図書館奉仕のため…実施に努めなければならない

13-2. 条例設置（第10条）→公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない

13-3. 無料原則（第17条）→公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徵収してはならない

1 4. 図書館法②

→法制度上の公立図書館（資料2）

〔 教育法規 : 社会教育施設
地方自治法規 : 公の施設
二つの法概念（二重構造）を持つ

1 5. 図書館サービスの基本

→ 戦後日本の図書館発展を支えたもの

1950 図書館法

1963 『中小都市における公共図書館の運営』

1965 日野市立図書館業務開始

1970 『市民の図書館』

1 6. 戦後日本の図書館統計

→統計に見る図書館の現状と課題（資料3）

17. 著作権法

→著作物は著作者の財産、図書館は著作物を扱う仕事（資料4）

17-1. 著作者の権利→複製権、上映権、公衆送信権、口述権、貸与権など

17-2. 著作者の権利制限→許諾なしで利用できる一定の条件

18. ネット時代の著作権ルール

「クリエイティブ・コモンズ」

<https://creativecommons.jp/licenses/>

→利用許可の意思表示



上記の表示例は、氏名、作品名、タイトルなど原作者のクレジットを表示すれば、改変や営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高い「CC=クリエイティブ・コモンズ」のライセンス

19. 図書館サービスの再定義

19-1. 新しい図書館サービス（資料5）

19-2. 図書館は、知の社会保障機関

20. おわりに

→地域に図書館があり、そこに職員がいること

21. おもな参考文献

1. 日本国書館協会『市民の図書館（増補版）』日本図書館協会、1978年
2. 森耕一『公立図書館原論』全国学校図書館協議会、1983年
3. 前川恒雄『移動図書館ひまわり号』筑摩書房、1988年
4. 川崎良孝『図書館の歴史 アメリカ編（増訂第2版）』日本図書館協会、2007年
5. 鎌水三千男『図書館と法（改訂版）』日本図書館協会、2018年
6. 日本国書館協会障害者サービス委員会編『図書館利用に障害のある人々へのサービス（補訂版）』上・下、日本図書館協会、2022年
